

審査基準整理票

処 分 名	入院患者に係る一類感染症の病原体を保有していないことの確認		
根 拠 法 令 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）		(条項)第22条第3項
基 準 法 令 名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）		(条項)第22条第3項
所 管 部 署	健康保険部(局)	保健予防課(室)	感染症対策グループ
標 準 処 理 期 間	10 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・ 文書の名称【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて（平成11年3月19日厚生省保健医療局長通知）】</p> <p>・ 掲載図書等【感染症法令通知集】</p> <p>・ 内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[入院患者に係る一類感染症の病原体を保有していないことの確認に係る審査基準]</p> <p>入院患者に係る一類感染症の病原体を保有していないことの確認に係る審査基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第4項及び上記文書の名称欄に掲げる通知に定めるとおりとする。</p>			

参 考

[根拠法令・基準法令]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(退院)

第22条 1～2 略

- 3 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該患者の退院を求めることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。